

(ショートステイ(短期入所)の充実)	
報告書本文	対応状況
<p>○ 精神障害者が地域生活を継続して営む上で、入院予防的に、又は、一時的な休息(レスパイト)を取るために利用するショートステイ(短期入所)が、地域において確保されることが重要である。</p> <p>このため、平成21年度の障害福祉サービス報酬改定において、単独型のショートステイの評価の充実等を行ったところであるが、引き続き、地域における精神障害者の特性に配慮した利用しやすいショートステイの機能の整備を図るべきである。</p>	<p>【H21年度障害福祉サービス報酬改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所 単独型:130単位(新規)／日
(就労支援等)	
<p>○ 就労系の障害福祉サービスについて、精神障害者の特性も踏まえつつ、その機能の充実を図るとともに、雇用施策との連携を強化すべきである。また、就労系の障害福祉サービスが現在果たしている機能を踏まえ、そのあり方について引き続き検討すべきである。</p> <p>○ 障害者就業・生活支援センターについて、雇用面の支援とあわせて生活面の支援を提供する機能の重要性に鑑み、精神障害者による利用が促進されるよう、その質の向上を図りつつすべての圏域での設置に向けて整備を進めるとともに、就労移行支援事業所や医療機関をはじめとする精神障害者の地域生活を支える関係機関との連携を強化すべきである。</p> <p>○ 今後も、精神障害者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、社会適応訓練事業の果たしている機能について、障害者施策全体の中でその位置付けを明確にし、都道府県等への支援を図るべきである。</p> <p>○ 雇用施策についても、引き続き精神障害者の就労先の確保に努めることとあわせて、精神障害者の雇用義務化の環境が早急に整うよう、精神障害者の特性に応じ、ハローワークや地域障害者職業センターにおける支援体制を強化するとともに、カウンセリング体制の整備等精神障害者が働きやすい職場づくりを行う企業に助成を行うなど、支援の一層の推進、充実について、引き続き検討すべきである。</p>	<p>【法案(国会審議中)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、精神保健福祉法を改正し、社会適応訓練事業の根拠条文を削除し、障害者自立支援法上に位置づけることを検討 <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労後のフォローアップのための勉強会等の開催及びやむを得ず離職した者への再チャレンジ支援等について、障害者就業・生活支援センター等との連携により就労移行支援事業所等が実施した場合における助成の実施(H20年度第2次補正予算、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業) ● 障害者就業・生活支援センターの設置箇所数を拡充し、生活支援担当者(非常勤1名)を増員(H22年度) ● 精神障害者が働きやすい職場づくりを行った企業に対する奨励金を創設(H22年度) <p>【障害福祉サービス報酬改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援事業所において、一般就労への移行・定着をきめ細かく評価に反映するための加算の見直し(H21年度) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者ステップアップ雇用奨励金を活用するとともに、ハローワークにおける精神障害者就職サポーターによる支援や地域障害者職業センターにおける精神障害者の総合的な支援を引き続き実施。

エ 入院中から退院までの支援等の充実について

報告書本文	対応状況
<p>○ 精神保健医療福祉に従事する者について、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等において、相互に連携・協力を図り、精神障害者の地域生活への移行や地域生活の支援に取り組む責務を明確化すべきである。</p> <p>○ 病院等から地域生活への移行を目指す精神障害者に対する個別支援の充実強化とともに、自立支援協議会等の機能の活性化等を通じて、地域資源の開発や地域における連携の構築など、地域生活に必要な体制整備を行う機能についても、引き続き充実を図るべきである。</p> <p>○ 長期にわたり入院している精神障害者をはじめとして地域生活への移行が円滑に行われるよう、入院中の段階から地域生活への移行に先立って、グループホーム等での生活の体験など、地域移行に向けた体験利用の活用を進めるとともに、地域移行の際に必要な経済的な支援をより円滑に利用できるよう、その一層の周知等を図るべきである。</p> <p>○ 上記のような支援においては、本人と家族との自立した関係を築く観点を踏まえ、病院からの地域移行だけでなく、家族と同居しての生活から、グループホーム・ケアホームや民間賃貸住宅等でのより自立した生活への移行が円滑に行われるようにするという視点も持つべきである。</p>	<p>【法案(国会審議中)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、精神保健福祉法の一部を改正し、精神保健医療福祉に従事する者について、相互に連携・協力を図り、地域移行や地域生活支援に取り組む責務を明確化を規定 ● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」において、障害者自立支援法を改正し、地域移行及び地域定着に関する支援の個別給付化及び自立支援協議会を法定化 <p>【H21年度障害福祉サービス報酬改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム・ケアホームの体験入居について、障害福祉サービス報酬上の評価を創設 <ul style="list-style-type: none"> ・連続30日以内かつ年50日以内 ・ケアホーム:675～324単位(障害程度区分別) ・グループホーム:287単位 ● 地域移行支度経費支援事業【基金事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)】 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院等から地域生活に移行する際に、新たに必要となる物品を購入するための資金(30,000円/人)を助成

オ 精神障害者の視点に立った支援体制の充実について	
報告書本文	対応状況
<p>○ 地域生活を営む精神障害者の視点を重視して政策の決定や施策の推進が行われるよう、国及び地方自治体における精神保健医療福祉に関する各種の審議会、委員会、協議会等への精神障害者の参画を一層促すべきである。</p> <p>○ 精神障害者本人の経験・体験から学ぶという姿勢に立って、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状に対して正しく理解することを促す観点から、精神障害者同士のピアサポートへの関係者の理解を深めつつ普及を図るとともに、地域移行支援の取組への精神障害者の参画を促進するなど、精神障害者同士の支え合いを基盤とする仕組みの普及を進めるべきである。</p> <p>その際、地域の実情に応じつつ、地域活動支援センターやピアサポートセンター等設置推進事業等の柔軟な活用も含めて、精神障害者主体のピアサポートセンターの設置等による精神障害者同士の交流の場の確保等の取組を更に普及するための方策について検討すべきである。</p>	<p>【予算】</p> <p>● 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において、ピアサポーターが入院患者を訪問し、退院に向けた同行支援等を行うための活動経費を計上（H22年度）</p>
カ 家族の視点に立った支援体制の充実について	
<p>○ 精神障害者本人だけではなくその家族を支えるとともに、本人と家族との自立した関係を構築することを促すという観点も踏まえ、上記の施策を進めることに加えて、家族同士のピアサポートの普及を進めるとともに、家族同士の交流の促進を図る場の確保や一時的な休息（レスパイト）を提供する機能の普及等を通じて、効果的な家族支援を一層推進すべきである。</p>	<p>【予算】</p> <p>● 精神障害者等の家族に対する支援事業として、精神障害者等の家族が交流する場の整備費や交流活動に係る経費について助成（基金事業：障害者自立支援対策臨時特例交付金）</p>

4. 普及啓発(国民の理解の深化)の重点的实施

(3)改革の具体像	
報告書本文	対応状況
<p>○ 精神障害者自身が、自らの疾患や病状を正しく理解し本人の望む地域生活を送ることができるよう、精神障害者同士のピアサポートの推進等を通じた精神障害者本人への啓発を推進すべきである。</p> <p>○ 精神障害者に接し交流する機会を増やすことが、効果的な普及啓発となり地域移行を更に円滑にする側面を有していることを踏まえ、地域移行を着実に実施するとともに、地域レベルでの精神障害者と住民との交流活動の推進など、精神障害者の視点を重視した啓発や精神障害者本人から学ぶ機会の充実を図るべきである。</p> <p>○ 上記の取組に加えて、精神疾患の発症早期における適切な支援の提供による重症化の防止を図る観点から、学校の生徒等の若年層とそれを取り巻く者を対象として、精神疾患の発症早期に適切に相談支援や診療を受けられるよう、学校教育分野との連携や必要なサービスの確保を図りつつ、適切なメッセージと媒体による普及啓発を行うべきである。</p> <p>○ 精神疾患とりわけ統合失調症の正しい理解を医療関係者や社会的影響力の強い者も含め各層に促すため、対象に応じた普及啓発における基礎情報とするために、他の疾患・領域を参考にしつつ、インターネット等で正確で分かりやすい疾患の情報等を提供できる情報源の整備を具体化すべきである。</p> <p>○ 新聞記事を対象とした調査の結果を踏まえ、上記情報源を活用しつつ、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係者に向けたものを含め、治療法、支援策や研究成果等についての情報発信を充実させるべきである。</p>	<p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において、ピアサポーターが入院患者を訪問し、退院に向けた同行支援等を行うための活動経費を計上。(H22年度) ● 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」において、精神障害者が地域住民と直接交流する活動費について助成(H22年度) ● 「精神障害の正しい理解のための普及啓発事業」において、若年者を対象とした普及啓発のための資材およびウェブサイトを開発中(H20年度～) ● 「精神障害の正しい理解のための普及啓発事業」において、国民や報道関係者等に、インターネットで統合失調症を含む精神疾患の治療法や支援策等の情報発信を行う「メンタルヘルス総合サイト」を開発中(H21年度～)